

令和8年度観光いばらきホームページ保守管理及び情報発信強化等業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度観光いばらきホームページ保守管理及び情報発信強化等業務

2 業務の目的

インターネットによる情報発信の重要性に鑑み、本県の豊かな観光資源や県産品を広く県内外に発信し、認知度、イメージの向上、誘客促進及び県産品の販路拡大を図るため、「観光いばらきホームページ」(<https://www.ibarakiguide.jp/>) 以下「観光いばらき HP」という。)の運営、保守管理を行い、本県の魅力あるイベント情報や観光資源、県産品等の情報を発信する。

また、ロケ地紹介及びロケツーリズムに関する情報発信を一体的に実施するため、「いばらきフィルムコミッション」ホームページ (<https://www.ibarakiguide.jp/ibaraki-fc/>) 以下「フィルムコミッション HP」という。)の運営、保守管理を行うこと。

3 委託契約期間

本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) システム保守管理業務

ア CMS 管理

(ア) システム構成

- ・CMSは、Windows上のWEBブラウザ(Google Chrome、Firefox、Microsoft Edge)で担当者が作成、更新、管理業務が行えることとし、登録担当者の増減によるライセンスの増減及びライセンス料が発生しないこと。

(イ) データ形式

- ・生成されるコンテンツデータ(ページ)については、XHTML1.0 Transitional、XHTML1.0 Strict、HTML5のいずれかの規格に準拠すること。

(ウ) 稼働時間及びデータ保存

- ・導入後のCMS及びこれにより構築されたホームページ全体については、原則として24時間、365日の稼働を可能とすること。
- ・CMSにより構築されたホームページ全体のデータ日次バックアップを行い、稼働中のサーバとは別筐体にて3世代以上保管すること。
- ・バックアップは、Webコンテンツ、データベースのすべてを対象とする。

(エ) 機能要件

- ・導入するCMSは別紙1 CMS機能要件一覧を満たすこと。CMS機能要件一覧で対象とされない機能については、カスタマイズを可とする。なお、現行サイトに実装されてい

る機能レベル以上を提供すること。

(オ) J I S X 8 3 4 1 - 3 : 2 0 1 6 の準拠

- ・準拠の範囲は下記のとおりとする。

【目標とする適合レベル】 レベルAA

【対象範囲】 対象は、作成する全てのページとする。なお、PDFファイル及び既存動画ファイルについては対象外とする。

(カ) スマートフォンアプリケーションとの連動

- ・CMS でページを更新すると自動的に iOS 及び Android の動作環境にも反映される仕組みを構築できること。

イ 拡張性

- ・CMS 本体には実装されていない動的コンテンツ・機能（サードパーティ製のものも含む）については、新たにアドオンして組み込める等の拡張性を可能な限り有すること。
- ・API 連携している各システムの保守管理を行うこと。

ウ サーバ・ドメイン管理

(ア) サーバ管理

- ・管理する CMS は、受託業者が契約するインターネット・データ・センター（iDC）に WEB サーバ機器等を設置すること。
- ・インターネット・データ・センターについては、耐震、防火、防犯、防湿、防塵、冗長化等の各種設置機器が 24 時間 365 日安定的に稼働できるための管理が実施可能な場所を選定すること。
- ・1 万件以下の同時アクセスに対して問題の無いスペックのサーバと帯域回線を提供すること。
- ・コンテンツの増加も見据え、ハードディスクは十分な容量を確保し、機器は耐障害性に優れた構成とするなど、信頼性が確保できるものであること。

(イ) ドメイン管理

- ・前年度ホームページのドメイン（ibarakiguide.jp）を引き続き使用すること。また、ドメインの適切な管理を行うこと。
- ・フィルムコミッション HP ドメイン（ibaraki-fc.jp）については、令和 8 年度フィルムコミッション推進事業ホームページ保守管理業務委託事業者から引き継ぎ、適切に管理すること。なお、ドメイン管理に係る費用については、委託費に含めるものとする。

エ セキュリティ対策

(ア) ファイアウォールの運用

- ・ファイアウォールを設置し、常に最新のセキュリティ情報を認識し、サーバ及び CMS 等に必要となるパッチ適用やバグ等の不具合対応を適正かつ迅速に実施する等、セキュリティの確保を図ること。

(イ) IPS 侵入防止システムの運用

- WEB サーバや OS の脆弱性狙う攻撃や DoS 攻撃等に対処するため、IPS 侵入防止システムを導入・運用し、悪意のある攻撃に対応すること。

(ウ) WAF の運用

- WEB アプリケーションの脆弱性を狙う攻撃（例：SQL インジェクション・クロスサイトスクリプティング・OS コマンドインジェクション等）に対処するため、WAF を導入・運用し、ファイアウォールや IPS で防御出来ない脅威に対応すること。

(エ) DDoS 攻撃対策

- DoS 攻撃よりもさらに膨大なトラフィックを発生させ WEB サーバをダウンさせる DDoS 攻撃に対応し、ホームページの運用に影響を与えない対策をすること。

(オ) SSL の対応

- WEB サーバは、SSL サーバ証明書を導入し、ホームページ及び CMS に常時 SSL 化対応を実施すること。SSL サーバ証明書は組織認証型（OV）以上とする。

(カ) CDN の運用

- アクセス集中時でも安定配信するために CDN を導入すること。
- CDN サーバ側でキャッシュするコンテンツを設定でき、個人情報を含むようなフォーム関係や動的コンテンツはキャッシュしないこと。また、アクセスログを取得でき、サービス監視やトラフィック監視などのアクセス集中時や障害時に調査できる機能を実装すること。

(キ) 障害監視

- 監視システム等により自動監視を行うこと。
- 障害が発生した場合は、委託者に速やかに連絡を行うこと。
- 故障や障害などでサービスが停止していることが確認された場合は、障害箇所の切り分け、即時対応を行うこと。
- ソフトウェアやデータの修正、復旧等が必要な場合は、委託者の許可を得て作業を行うこと。ただし、緊急を要する業務については、委託者から連絡の有無を問わず、受託者は誠意と責任を持って可能な限り迅速に処置を行うよう努めること。

(ク) 障害事後対策

- 障害内容、原因、対処方法等については障害管理表として記録し管理を行うこと。
- 原因を分析し、同様の障害が発生しないよう是正措置・予防措置を講じること。

(ケ) 不正アクセス及びサーバエラー等の調査

- 適切なウイルス対策、外部からの不正アクセスに対し、情報漏洩、改ざんを防ぐ措置を施すなど、十分なセキュリティ対策を確保し、安定して稼働できると見込まれるシステムを構築すること。
- 各種ログについて異常がないか確認し、異常があった場合には委託者に報告すること。
- 委託者に報告及び対策の提案を行い、指示があった場合には設定変更等を行うこと。

(コ) その他

- ・CMS の管理環境及び CMS により公開された全てのページ（ホームページ全体）は、機密性及び完全性を確保すること。（機密性の確保とは、CMS の管理環境に対して、認可された者のみが確実に接続（以下「アクセス」）のできるつくりであり、不正アクセスから保護することをいう。完全性の確保とは、情報及び処理方法が正確及び完全であり、改ざんや間違いから保護することをいう。）
- ・担当者が作成したコンテンツを更新するに当たっては、セキュリティ向上のため FTP ポート等の画面を見せないような設定をすること。
- ・常に最新のセキュリティ情報を認識し、サーバ及び CMS 等に必要となるパッチ適用やバグ等の不具合対応を適正かつ迅速に実施する等、セキュリティの確保を図ること。

(2) ホームページ構築業務

ア 観光いばらき

(ア) 機能要件

既存の観光いばらき HP に構築されている以下のページ及び機能については、必須で搭載すること。なお他に、観光いばらきの利便性（見やすさ・使いやすさ）向上およびリピーター獲得に資する機能があれば提案および実装すること。また不要な情報があれば根拠や廃止後の対応方法を添え提案すること。

- ・特集
- ・モデルコース
- ・スポット
- ・体験
- ・イベント
- ・グルメ、みやげ
- ・宿泊
- ・アクセス
- ・問い合わせフォーム
- ・フォトライブラリー
- ・アクセスランキング
- ・翻訳機能
- ・フィルムコミッション

(イ) その他

- ・すべてのページにおいて、title タグ、h1 タグ、meta description など、検索エンジンへの情報通知に有効と判断されるものに、適切なテキストを埋め込むこと。また、本文のライティングの際は、ユーザーが検索で入力されると思われるキーワードを効果的に含めること。ただし、検索エンジンにスパム行為と判断されるような記述を行ってはなら

ない。

- ・ユーザーがどのページにアクセスしているかをすぐに把握できるよう、各ページには、統一したデザインのグローバルナビゲーションやページ位置確認機能（パンくずリスト）を表示させること。また、スクロールが長くなるページには、「ページ先頭へ戻る」ボタンを設置すること。

イ いばらきフィルムコミッション

（ア）機能要件

いばらきフィルムコミッション HP には、以下のページ及び機能を搭載すること。ただし、ここに記載する要件よりも優れた案がある場合は、その提案を妨げない。

①いばらきフィルムコミッション紹介ページ

- ・組織概要、主な業務内容等を掲載したページを作成すること。

②作品制作者向けページ

- ・作品制作者向けに、撮影支援の条件、支援の依頼方法等を掲載したページを作成すること。

③ロケ地検索機能

- ・ロケ地をデータベース化し、キーワード、エリア、市町村、カテゴリー等による検索機能を搭載すること。
- ・登録項目及びカテゴリーについては、別添の JAPAN LOCATION DATABASE（全国ロケーションデータベース）（以下「JL-DB」という。）登録項目を参考に、委託者と協議のうえ決定すること。

（参考）2026年2月時点の登録状況：ロケ地登録数 約720件

④支援作品紹介ページ

- ・支援作品をデータベース化し、キーワード、エリア、市町村、作品ジャンル等による検索機能を搭載すること。

（参考）2026年2月時点の登録状況：支援作品登録数 約1,100件

⑤お知らせ機能

- ・支援作品公開情報、エキストラ募集情報、その他お知らせを掲載する機能を搭載すること。
- ・新着情報はトップページに掲載し、古い記事は別ページで一覧形式にすること。

⑥ロケ地マップページ

- ・ロケ地マップをまとめたページを作成する。

⑦ロケツーリズム情報ページ

- ・ロケツーリズムに関するイベント等を掲載するページを作成する。

⑧ロケ地募集ページ

- ・ロケ地募集のお知らせや登録手続き等をまとめたページを作成する。

⑨外国語ページ

- ・英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語のページを作成する。（既存ページの移行を原則とする。）

⑩フォーム機能

- ・利用者からの問い合わせや要望を受け付けるフォームをフィルムコミッション専用で構築すること。
- ・データ添付（10MB 以上）が可能なフォームとすること。
- ・問い合わせ内容については、委託者が指定するメールアドレスに届くよう設定すること。メールの件名には、連番を付与すること。
- ・掲載内容に関する問い合わせは、原則委託者が対応する。ただし、システムの不具合等に関する問い合わせについては、委託者と協議のうえ、受託者が必要な措置を講じること。
- ・問い合わせフォームへ投稿された内容は csv 形式でダウンロードできるようにすること。
- ・スパム投稿やセキュリティの対策を講じること。

⑪JL-DB との連携

- ・JL-DB とロケ地を連携するため、データ連携用の CSV を出力する機能を搭載すること。

(3) ホームページ運用管理業務

ア 年間情報発信計画の作成

- ・委託者の提供する令和 8 年度運用計画書をもとに打ち合わせを実施し、年間情報発信計画（以下「計画」という。）を決定する。

イ 各種ページの作成・修正等業務

- ・委託者よりページの作成・修正（テキスト変更、画像差し替え等）等の依頼があった場合は速やかに対応すること。なお、ページの公開前には、原則、委託者の確認を受けること。
- ・掲載情報の軽微な変更については、委託者において随時実施すること。
- ・リンク切れや各種不具合が発生した際は、原因の調査及び対策を行い、委託者に報告すること。
- ・CMS 上に移行されていない旧ページについては、移行対象を整理し、取り込みを完了させること。
- ・グローバルナビゲーションが設定されていないページについては、随時設定を行うこと。

エ 観光スポット情報及びイベント情報の管理

- ・県内における観光スポット・イベント情報について、コミュニケーションシステムなどを活用し随時情報を集め、登録及び更新作業を実施すること。
- ・イベント情報については、委託者と協議のうえ更新頻度を定め、まとめページを作成し、常に旬のイベント情報を発信できるよう努めること。

オ 各種ページの機能改修

以下のページについて、機能の改修を検討すること。

(ア) 特集・オススメ

- ・キーワード、エリア、カテゴリー等による検索機能の導入
- ・新着順や人気順等による並び替え機能の導入

(イ) モデルコース

- ・キーワード、エリア、カテゴリー等による検索機能の導入
- ・新着順や人気順等による並び替え機能の導入

(ウ) 体験

- ・掲載コンテンツの見直し及びグローバルナビゲーションの設定
- ・外部サイトと連動した API 連携システムの構築

カ デザイン及びレイアウトの見直し

- ・ホームページのデザインについては、各ページの統一性を持たせること。また、見やすさ及び使いやすさを考慮し、閲覧意欲を喚起させるものとする。
- ・トップページのファーストビュー（画像等）について、季節にあわせて旬の観光情報に変更すること。また、季節に応じて、サイト全体のイメージ（色）に変更するとともに、特集ページを掲載するなどの工夫を行うこと。
- ・上記を踏まえ、デザイン及びレイアウトについては、委託費の中で随時見直しを行うこと。

(4) 特集ページの作成・情報発信強化業務

- ・計画に基づき、県内の観光資源情報を効果的に発信するための特集ページを作成・掲載すること。掲載回数は、委託者と協議し決定すること。
- ・特集ページの作成にあたり、必要がある場合は取材を実施すること。
- ・特集ページの内容及び取材先については、委託者と協議のうえ、決定すること。
- ・取材にあたっては、取材先との調整（ホームページへの掲載の許可含む）を行うこと。
- ・情報発信力を強化する目的としてプロのカメラマンや動画クリエイター、コピーライターの起用を検討すること。
- ・必要に応じて、プロモーション用の動画を制作すること。動画については、SNS 等での発信に適した内容や再生時間とすること。
- ・作成したページについては、新着情報として表示するほか、適宜リンクバナーを設置するなど、閲覧しやすい環境を整えること。
- ・県への観光誘客促進を図るため、県内観光に関する情報を効果的に発信する方法や内容について提案を行うこと。

(5) 付帯業務

ア 活動実績報告

- ・月ごとの作業等の実績ならびに、アクセス件数及びページビュー数等の数値情報について、翌月 10 日までに報告書として提出すること。

イ 打ち合わせの実施

- ・定期的（月 1 回程度・オンライン可）に打ち合わせを実施し、前月のアクセス分析結果の共有及び改善に向けた提案、計画の修正等を実施すること。

ウ 運用研修の実施

- ・サイト運用に関わる担当者（県職員及び市町村担当職員）を対象に操作研修を実施すること。

エ システム操作研修・運用マニュアルの作成

- ・操作マニュアルを作成し、HTML 等の専門的知識がなくても、サイト掲載コンテンツの作成、編集等の更新作業ができるようにすること。

オ 委託者への運用支援

- ・委託者にて実施する情報掲載作業等について作業支援を実施すること。お知らせ、イベント情報などの日常的な更新を、委託者側が行う場合は、作業方法や最終的なページの整形などを支援すること。

カ 市町村・いばらき観光キャンペーン推進協議会加入団体・県の他部署等との連携

- ・市町村、いばらき観光キャンペーン推進協議会加入団体、県の他部署等から情報掲載の依頼があった際は、委託者の承認を得たうえで対応すること。
- ・委託者と市町村間で、観光情報に係るデータをやりとりするコミュニケーションシステムを構築すること。

キ 次年度運用計画書の作成

- ・次年度に行う運用保守や更新作業内容等について、委託者と協議を実施し、「令和 9 年度運用計画書」を作成すること。

5 追加提案業務

仕様書に記載のない項目であっても、ホームページ運営にあたり有益な情報がある場合は提案を行い、委託者と協議の上、実施すること。

6 成果品の提出

(1) 提出物

ア 事業完了報告書

イ 令和 9 年度運用提言書

- ウ 本事業の実施にあたり新たに取得した画像データ（jpg もしくは tiff 形式。データは WEB 表示用にダウンサイズしたものではなく、可能な限り高解像度のものを提出すること。データは施設名等がわかるようにすること。DVD-R 等に収納すること。）

- エ 取材を行った施設等の連絡先リスト（csv形式。施設の名称・住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレス・担当者等を記載すること。）
- (2) 提出期限
令和9年3月31日（水）
- (3) 提出場所
いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局
〒310-8555 水戸市笠原町978-6

7 使用権の帰属

本業務における制作物の著作権は、全て協議会に帰属する。ただし、受託業者が開発したプログラム等がある場合は、その著作は受託業者に留保する。

8 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

9 特記事項

- (1) 業務履行に際して必要な業務委託の企画及び実施に関する一切の費用は全て当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 協議会が行う他の事業と一体となったプロモーションを行うため、協議会の求めに応じ適宜情報提供や連絡調整を行うこと。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、協議会が必要と認めるときは、委託業務の進捗についての報告及び打合せの実施を求めることができるものとする。
- (4) 事業実施に当たっては、受託者の実施体制を示すとともに、協議会とのやり取りを一元的に担う責任者を1名配置すること。
- (5) 本業務について取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律に則り、適正に取り扱うこととする。
- (6) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 委託者は、本業務の適正な執行に必要であるときは、受託者に対して状況を報告させ、又は事業所に立ち入り、関係帳簿類、その他必要なものを検査、関係者への聞き取りを行う場合がある。また、必要であれば業務実施状況について、報告を求めることができる。
- (8) 次年度委託業者が変更になる場合は、切れ目なく、すみやかに運用されるように全ての情報の引き渡し等対応すること。その際の費用は現行委託業者負担とすること。

- (9) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、協議会長が定めることとする。